

今月の

数字

約1兆円

輸出上位10社に対する
消費税の還付額（2007年）

松田 恭子

Profile まつだ・きょうこ ●津田塾大学国際関係学科卒業後、日本能率協会総合研究所で10年間公共系の地域計画コンサルタントとして勤務。その後、東京農業大学国際食糧情報学科助手を経て、現在、農業マーケティングアドバイザーとして農産物商品開発や販路開拓などをサポートする。(株)結アソシエイト代表取締役。

「2015年に10%へ」という消費税の引き上げが現実味を帯びてきたこの頃、地方で食品を製造・販売している経営者は今後の動きをかなり心配している。老舗店は昔ながらの伝統的な商品をできるだけ価格を抑えて販売しており、消費税の引き上げ分を販売価格に反映しにくい今の消費環境のなかではそのまま自らの負担としてのしかかってくる。農業の場合、「キリのよい数字」の価格を設定し、そのなかに何となく消費税が含まれていることが多く、消費税引き上げの影響は大きくなるだろう。

消費税とは1989年に、それまでのいわゆるぜいたく品に対して個別に課税されていた物品税に替わって導入されたもので、資産の譲渡やサービスの提供に対してかけられる税だ。譲渡や提供に対してかけられるとはいえ、「売上税」ではなく「消費税」であるところに大きなポイントがある。消費税の納税額は、売上にかかる消費税額から仕入にかかる消費税額を差し引いた残額となる。したがって、製造業者、卸売業者、小売業者という流通の各段階でつけられる価格に応じた納税を負担している。しかしアメリカで一部導入されている売上税では最終消費者に販売する業者が納税を負担する（再販業者であることを登録することで納税の義務が不要となるが、徴収の取りこぼしがあるなど問題もある）。

海外に商品を輸出する場合、GATTに規定された消費地課税主義を根拠に消費

税法では輸出の売上は消費税が免除されている。その代わりに、仕入にかかる税（下図では3,500円）が国から輸出業者に還付されている。この仕組みは一見合理的なようだが、「下請け製造業者→大手輸出企業」という構造で消費税引き上げ分が価格に反映されない場合、大手輸出企業の還付上昇となる。この還付の輸出上位10社の合計は約1兆円（2007年）を超えている。

●消費税の流れ

| 製造業者 | 卸売業者 | 小売業者 | 消費者 |
|--|--|---|--|
| 売上 50,000円 売上にかかる税 2,500円 納付税額 A 2,500円 | 売上 70,000円 売上にかかる税 3,500円 仕入額 50,000円 仕入にかかる税 2,500円 納付税額 3,500円 -2,500円 B 1,000円 | 売上 100,000円 売上にかかる税 5,000円 仕入額 70,000円 仕入にかかる税 3,500円 納付税額 5,000円 -3,500円 C 1,500円 | 購入代金 100,000円 消費税 5,000円 支払総額 105,000円 消費者が小売業者に支払った5,000円の消費税分は、 小売業者(1,500円) 卸売業者(1,000円) 製造業者(2,500円) がそれぞれ納税することになる |

●売上税の流れ

| 製造業者 | 卸売業者 | 小売業者 | 消費者 |
|--|---|--|---|
| 売上 50,000円 売上にかかる税 0円 納付税額 A 0円 | 売上 70,000円 売上にかかる税 0円 仕入額 50,000円 仕入にかかる税 0円 納付税額 0円 0円 B 0円 | 売上 100,000円 売上にかかる税 5,000円 仕入額 70,000円 仕入にかかる税 0円 納付税額 5,000円 0円 C 5,000円 | 購入代金 100,000円 消費税 5,000円 支払総額 105,000円 再販目的で仕入れる場合は売上税を払う必要はなく、小売業者は最終消費者から預かった5,000円を納税する |

●輸出企業に消費税が還付される仕組み

| 製造業者 | 卸売業者 | 小売業者 | 消費者 |
|--|--|--|---|
| 売上 50,000円 売上にかかる税 2,500円 納付税額 A 2,500円 | 売上 70,000円 売上にかかる税 3,500円 仕入額 50,000円 仕入にかかる税 2,500円 納付税額 3,500円 -2,500円 B 1,000円 | 売上 100,000円 売上にかかる税 0円 仕入額 70,000円 仕入にかかる税 3,500円 納付税額 0円 -3,500円 C -3,500円 | 購入代金 100,000円 消費税 0円 支払総額 100,000円 仕入にかかる消費税額3,500円が輸出業者に還付される |